

中「6,000円」を「12,000円」に、「12,000円」を「22,000円」に、「21,000円」を「36,000円」に、「31,000円」を「61,000円」に、「57,000円」を「97,000円」に、「100,000円」を「150,000円」に、「160,000円」を「250,000円」に、「200,000円」を「320,000円」に、「210,000円」を「360,000円」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「9,000円」を「18,000円」に、「18,000円」を「33,000円」に、「32,000円」を「55,000円」に、「46,000円」を「91,000円」に、「86,000円」を「150,000円」に、「150,000円」を「220,000円」に、「240,000円」を「380,000円」に、「300,000円」を「480,000円」に、「320,000円」を「550,000円」に改め、同項の(1)のイ中「第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（次項から41の6の項まで、41の10の項及び41の11の項において「設計住宅性能評価書」という。）」を「第6条の2第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書（次項において「住宅性能評価書」という。）又はその写し」に、「15,000円」を「12,000円」に、「60,000円」を「22,000円」に、「90,000円」を「36,000円」に、「170,000円」を「61,000円」に、「290,000円」を「97,000円」に、「450,000円」を「150,000円」に、「800,000円」を「250,000円」に、「1,100,000円」を「320,000円」に、「1,400,000円」を「360,000円」に改め、同表の41の4の項の(1)のア中「適合証」を「確認書又はその写し」に改め、同項の(1)のアの(ア)中「6,000円」を「9,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「21,000円」を「29,000円」に、「31,000円」を「46,000円」に、「57,000円」を「77,000円」に、「100,000円」を「120,000円」に、「160,000円」を「210,000円」に、「200,000円」を「260,000円」に、「210,000円」を「290,000円」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「9,000円」を「14,000円」に、「18,000円」を「26,000円」に、「32,000円」を「43,000円」に、「46,000円」を「69,000円」に、「86,000円」を「120,000円」に、「150,000円」を「190,000円」に、「240,000円」を「310,000円」に、「300,000円」を「390,000円」に、「320,000円」を「430,000円」に改め、同項の(1)のイ中「設計住宅性能評価書」を「住宅性能評価書又はその写し」に、「11,000円」を「9,000円」に、「34,000円」を「17,000円」に、「56,000円」を「29,000円」に、「100,000円」を「46,000円」に、

「180,000円」を「77,000円」に、「280,000円」を「120,000円」に、「500,000円」を「210,000円」に、「660,000円」を「260,000円」に、「790,000円」を「290,000円」に改め、同表の41の5の項中「389の9の項」を「389の10の項」に改め、同項の(1)のア中「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（41の10の項及び41の12の項において「登録住宅性能評価機関」という。）」に、「設計住宅性能評価書」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（次項、41の10の項及び41の11の項において「設計住宅性能評価書」という。）」に改め、同表の41の6の項中「389の10の項」を「389の11の項」に改め、同表の41の7の項中「389の11の項」を「389の12の項」に改め、同表の41の8の項中「389の12の項」を「389の13の項」に改め、同表の41の9の項中「389の13の項」を「389の14の項」に改め、同表の41の10の項中「389の14の項」を「389の15の項」に改め、同表の41の11の項中「389の15の項」を「389の16の項」に改め、同表の41の12の項中「389の16の項」を「389の17の項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第1の41の3の項及び41の4の項の規定は、この規則の施行の日以後に発行される住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の規定により交付された当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された書面若しくはその写し又は同条第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書若しくはその写しを添付する場合に係る手数料について適用し、同日前に発行された同法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する

法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書面又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を添付する場合に係る手数料については、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月15日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第53号

富山県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

富山県港湾管理条例施行規則（昭和37年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第13号中

利 用 日 時	入 港	(開始)	月	日	時	分
		(終了)	月	日	時	分
	出 港	(開始)	月	日	時	分
		(終了)	月	日	時	分
	そ の 他	(開始)	月	日	時	分
		(終了)	月	日	時	分

を

利 用 日 時	引船作業	入 港	(開始)	月	日	時	分
			(終了)	月	日	時	分
		出 港	(開始)	月	日	時	分
		(終了)	月	日	時	分	
	誘導作業	そ の 他	(開始)	月	日	時	分
			(終了)	月	日	時	分
入 港		(開始)	月	日	時	分	
		(終了)	月	日	時	分	
	出 港	(開始)	月	日	時	分	
		(終了)	月	日	時	分	
	そ の 他	(開始)	月	日	時	分	
		(終了)	月	日	時	分	

(3) ガンマカメラ（R I 装置） 2 式

(4) 血管連続撮影装置（アンギオC T 装置） 1 式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番78号

3 落札者を決定した日

令和3年10月14日

4 落札者の氏名及び住所

みずほリース株式会社富山支店 富山県富山市桜橋通り 5 番13号

5 落札金額

2,158,068,880円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年8月20日
